

ふるさと古民家再生支援事業 古民家再生の専門家登録のご案内

長野県古民家再生協議会
(事務局：長野県建設部建築住宅課)

長野県では、地域の気候風土とともに育まれてきた古民家の安全、安心な活用と、伝統的木造建築技術の維持・継承、並びに古民家の活用を通じた地域活性化等を目的として、関係団体による長野県古民家再生協議会（以下「協議会」という。）を設立しました。

長野県が行う「ふるさと古民家再生支援事業」では、古民家所有者等の申請に基づいて、あらかじめ協議会に登録された古民家再生の専門家を派遣し、古民家調査及び古民家再生提案を実施します。

このたび、古民家再生の専門家の登録を開始しましたので、積極的な登録をお願いします。

ふるさと古民家再生支援事業の概要

(1)長野県古民家再生協議会の設立

古民家活用における専門家によるワンストップ相談窓口を担います。専門家を派遣して県のふるさと古民家再生支援事業を実施するほか、古民家再生の専門家の登録を行います。

(2)古民家調査及び古民家再生提案の実施

あらかじめ協議会に登録した古民家再生の専門家を派遣して以下に掲げる業務を実施します。

- ◇古民家調査：建物の調査を行い、修繕の可能性、維持管理方法などをアドバイス
- ◇古民家再生提案：所有者の意向等を勘案した再生手法を提案

(3)古民家再生の専門家登録

ふるさと古民家再生支援事業において派遣する専門家を登録します。

登録した専門家は協議会事務局において一般の閲覧に供します。

対象者

次に掲げる者のうち、長野県が行うふるさと古民家再生支援事業の実施の趣旨に賛同し、協働の意欲のある者

- (1)建築士のうち、伝統的木造建築又は古民家再生に関する専門的知識を有する者
(ヘリテージマネージャー、歴史的建造物活用プランナーなど)
- (2)伝統的木造建築若しくは古民家再生に関する施工の技能又は経験を有する者
(大工、棟梁、茅葺き職人など)
- (3)前各号に掲げるもののほか、協議会において同等の能力があると認められた者

申込方法

別紙「古民家再生の専門家登録申込書（別添様式第1号）」に必要事項を記載のうえ、協議会事務局（長野県庁建設部建築住宅課 長野市大字南長野字幅下692-2）まで、郵送によりお申込みください。

登録料 無 料

その他

- (1) 専門家として登録したときは、「古民家再生の専門家登録台帳」に登録し、長野県建設部建築住宅課において、一般の閲覧に供します。
 - (2) 派遣される専門家へは、ふるさと古民家再生支援事業実施要綱に規定の報酬をお支払いします。
- ※ ご不明な点は、長野県建設部建築住宅課建築企画係までお問い合わせください。

要綱・要領等

ふるさと古民家再生支援事業に関する各種要綱、要領は、長野県公式ホームページより確認できます。

ふるさと古民家再生支援事業実施要綱 事業実施にあたっての手続きや様式を定めています。 派遣する専門家の報酬についても規定してあります。	
古民家調査報告書閲覧要領 本事業により実施した古民家調査の報告書を事務局にて一般の閲覧に供します。 閲覧方法について定めています。	
古民家再生の専門家登録に関する要領 派遣する専門家の登録にあたっての要件、続き、及び様式を定めています。 閲覧に供する登録台帳も確認できます。	
古民家再生の専門家登録台帳閲覧要領 登録した専門家の登録台帳を事務局にて一般の閲覧に供します。 閲覧方法について定めています。	
長野県古民家再生協議会規約 古民家再生協議会の運営について定めてあります。 協議会の目的、構成団体等を確認できます。	

お問い合わせ先

長野県建設部建築住宅課 建築企画係

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-235-7339 FAX 026-235-7479

電子メール kenchiku@pref.nagano.lg.jp

(様式第1号)

古民家再生の専門家登録申込書

令和 年 月 日

長野県古民家再生協議会長 様

住所 _____
ふりがな _____ 印
氏名 _____

古民家再生の専門家登録に関する要領第3条第2項の規定により、下記のとおり登録申込書を提出します。なお、登録に当たっては、同要領及びふるさと古民家再生支援事業実施要綱の規定を遵守するとともに、下記の記載事項について情報提供することに同意します。

連絡先 [自宅・勤務先・その他()]		建築関係で保有資格等があれば書いて下さい。 (*2欄外を参照)	
名称			
所在地 〒		・	
電 話 :		・	
F A X :		・	
E-MAIL :			
職 歴 [生年月日 : 年 月 日]			
年 月			
年 月			
年 月			
所 属 団 体		実 績 (過去10年間)	
・		(古民家の調査) *3	
・		・	
・		・	
・		・	
派遣可能地域		(設計又は施工)	
□佐久 □木曽		○古民家の改修・再生	
□上田 □松本		・設計 件 (邸、 邸ほか 計 件)	
□諏訪 □大町		・施工 件 (邸、 邸ほか 計 件)	
□伊那 □長野		○その他(茅葺き屋根の葺き替え、漆喰塗り替えなど)	
□飯田 □北信		・施工 件 (邸、 邸ほか 計 件)	
		上記実績と一緒に仕事をした人(設計の場合は大工さんなど。施工の場合は設計者)があれば下記に氏名を記載(4名まで)	
		・氏名 氏名	
		・氏名 氏名	

※1) 古民家とは、この要領では原則として昭和20年以前に建築され、伝統的木造建築技術により建築された住宅とします。

※2) 保有資格等の例：1級建築士、2級建築士、木造建築士、ヘリテージマネージャー、歴史的建造物活用プランナー、1級大工建築技能士、2級大工建築技能士、ものづくりマイスター、大工育成塾指導棟梁など

※3) 古民家調査の実績の欄には、いつ(平成〇〇年など)、どこで、どんな調査(養蚕農家調査、改修するために〇〇邸調査など)を行ったのか記入して下さい。